

**平成 28 年度第 2 回庄内地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）
議事概要**

- ・日時：平成 29 年 3 月 17 日（金）18:30～20:15
- ・場所：庄内総合支庁 講堂

1 開会

2 挨拶（庄内総合支庁保健福祉環境部 江袋部長）

3 協議

- （1）第 6 次山形県保健医療計画 庄内地域編の推進状況について
- （2）庄内地域の 5 疾病 5 事業および在宅医療に係る連携体制の変更について

4 報告

（1）病床機能の分化・連携に対する支援について

事務局から資料 4 により説明。

- 主な意見・質疑等
特になし

（2）在宅医療専門部会における検討状況について

事務局から資料 5 により説明。

- 主な意見・質疑等

・平成 29 年度在宅医療推進事業（新規事業）において、在宅医療提供体制確保事業でのポータブル超音波診断装置等の購入は、すでに在宅医療を行っている医療機関は対象とならないか、また、村山地域における在宅医療提供体制強化モデル事業で作成するガイドブックの配布はいつごろを予定しているか、教えてほしい。

（事務局）今のところすでに在宅医療を始めている医療機関も施設基準の取得に取り組む場合は対象となると考えている。また、ガイドブック配布はできるだけ早い時期に行いたいと考えているが、配布は年末から年明けくらいとなると思われる。

（3）各市町における地域包括ケアシステム構築に向けた取組みについて

各市町から資料 6 により説明。

- 主な意見・質疑等
特になし

《意見交換》

- ・医療機関等での看取りの意思表示は、どのような手続きをするのか。また、本人は経管治療等は希望せず、看取りの意思表示があったが、遠方の家族は医療行為をすべきだったというクレームがあった事例もあると聞いている。そうした場合、医療機関等でどのように看取りをすべきか、その手続きについて教えてほしい。
- 在宅医療では、行政的、法的な手続きは行っていない。特別養護老人ホーム等で最期を迎え看取り体制に入る場合、施設との間で同意文書を交換することになっていると思われる。おそらく老人保健施設でも行われていると思われる。
- 庄内の老人保健施設では、13 施設のうち 9 施設が看取りを行っている。病院と違い消毒体制もなく、24 時間すぐに対応できる体制を取っているものでもないため、

現状では、医療効果が得られるか難しい状況になった時に、利用者に医師が立ち会えない等、施設の状況を説明したうえで同意書を交わしている。なお、すべての施設が同様にしているかまでは把握していない。

- ・老人保健施設で看取りをしてくれるようになったが、一方で、医療依存度の高い、痰吸引を必要としている人が施設で受け入れられず、病院に長期入院している状況がある。地域包括ケア病棟においても、通常2～3ヶ月で退院するが、半年以上入院している方があり、慢性期、回復期の病院としては、大きな課題となっている。介護施設等で、痰吸引できる介護職員の養成を迅速に進めて医療依存度の高い人への対応をしていただきたい。

→県老人福祉施設協議会では、平成23年から毎年200人の痰吸引できる介護職員を養成しており、そのうち庄内地域に限定しても100人くらいは養成されている。その後、各施設での実地研修を経て資格を取ることができるシステムだが、最近、実地研修をしようとしても、実施研修に必要な痰吸引対象者が病院から入居して来ない状況である。施設側では受入態勢を進めているが、病院側では在宅に戻すといった意向があるのか。

→各施設に痰吸引資格を持つ介護職員が点在している状況では、夜間を含む常時の対応ができないため、患者を帰せない。施設にもっと痰吸引資格者が必要である。施設としても、実地研修に職員を参加させる時間を取ることができないのが現状ではないか。

→施設ごと必要な人数は異なるが、平成23年からの有資格者はかなりいるはずで、施設において自前で実地研修を行うため、指導者の養成講習を終えて教えることができる人もいる。

→老人保健施設は、常時看護師がいるため痰吸引に対応できる。痰吸引が必要な患者は肺炎を繰り返すことから、救急搬送等により病院と往復する人がほとんどである。そのため、落ち着いた段階で特養に移ることもできない。特養に申請しても順番待ちで結びつかず、老人保健施設でも受け入れているが、夜勤も組めるようにするには痰吸引資格を持つ介護職員の人数が必要である。

→県老人福祉施設協議会に本日の意見内容を持ち帰って報告する。養成講習は、受講者が下降気味で、受講に係る時間が必要なこともあるが、介護職員が減ってきており、受講に出せないということも要因の一つとなっている。受け入れ側として、必要な取り組みをしていかなければならない現状だといった報告をしていく。

- ・資料1で、人口10万人対看護師数が平成26年度776人の目標に対して827.3人となっており、これだと大変充実しているように見えるが、実態は不足している。

- ・看護師確保の評価目標について、平成28年度の主な取組みにおいて、平成37年までの新たな看護職員需給見通しの策定準備をしたということだが、今後、看護師をもっと増やす必要があるか。また、平成37年及びその先ではどのように考えるか。

→国からの需給推計方法はまだ示されていない。

5 その他

来年度のスケジュールについて

事務局から資料8により説明。

○主な意見・質疑等

特になし

6 閉会